

山形県リサイクル製品認定制度で認定対象とする製品に関するQ & A

1 リサイクル認定製品について

本制度で認定対象とするリサイクル製品は、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第2条で定めるものですが、具体的に次のような考え方で整理しています。

Q 1 実施要綱第2条第2項に「県内で発生する循環資源を主たる原材料として、」という規定がありますが、循環資源はどの程度まで使用することが求められるのですか。

A 1 本制度で認定するリサイクル製品は、少なくとも天然資源以上に循環資源を用いていることが原則になります。ただし、製造技術上、循環資源を50%以上用いることが困難であると判断される製品については、現在の技術的な標準を踏まえて個々に判断します。詳細については、「山形県リサイクル製品認定制度 品目別基準」を御参照ください。

Q 2 実施要綱第2条第2項に「県内で発生する循環資源を主たる原材料として、」という規定がありますが、使用する循環資源のうち、どの程度まで県内で排出されたものを用いることが求められるのですか。

A 2 本制度は地域における資源の循環を目指すものであることから、原材料として用いる循環資源のうち、県内排出分が県外排出分以上に用いていることが原則になります。ただし、容器包装リサイクル法等の法制度や循環資源自体の流通実態により、県外排出分を多く用いることがやむを得ないと特に認める場合は、認定対象となる場合があります。

Q 3 実施要綱第2条第2項に「県内の事業所で製造・加工される製品」という規定がありますが、循環資源にどの程度まで手を加えた製品をいうのですか。

A 3 製品として認定する以上、循環資源と明らかに異なった状態になったものである必要があり、循環資源の形状及び性質を変えて、新たな用途を生むよう加工され、一般的に有価で流通される状態になったものを認定の対象としています。例えば、廃コンクリートや廃ガラス、木くず等を砕いて粒度調整したものは、性質が変わっていないことから、依然、循環資源であり、本制度でいうリサイクル製品には含まれません。

Q 4 実施要綱第2条第2項に「品質等が均一であるもの」という規定がありますが、どの程度まで均一性が求められるのですか。

A 4 製品の用途や品質・性能・安全性が一定でなければ、認定の範囲が不明確になります。このため、たとえ循環資源の性質にバラつきがあってもこれを加工することで用途が一定になり、また、認定審査した製品と同一の品質・性能・安全性を備えた製品が継続して製造されると認められる場合に認定対象にしています。

- ※1 以上を踏まえて、認定対象に含まれるか判断が難しいと考えられる製品を申請する場合には、申請書提出の前に県循環型社会推進課にご相談ください。
- ※2 品目別の詳細な基準については、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」を策定しておりますので、参考にしてください。

2 認定取消について

当制度では、実施要綱第10条第1項により「知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。」としています。

Q 1 実施要綱第10条第1項第5号に「本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき」という規定がありますが、信用を失墜させる行為とは具体的にどのような行為ですか。

A 1 各種法令に違反し罰金以上の刑に処せられたとき、廃棄物処理法など生活環境の保全を目的とする法令に違反し行政処分を受けたときなどが該当します。